

# 石川県公報

令和4年9月9日

第13539号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示					
○一般競争入札の落札者等	(管財課)	1	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	10
○応急入院指定病院の指定	(障害保健福祉課)	2	○開発行為に関する工事の完了公告	(同)	10
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	(薬事衛生課)	2	<b>選挙管理委員会</b>		
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数		10
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	3	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数		11
○土砂災害特別警戒区域の解除	(同)	3	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数		11
○土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	4	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数		11
<b>公 告</b>			<b>監査委員</b>		
○特定調達契約に係る入札公告	(管財課)	4	○定期監査結果公表		12
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	6	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		14
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同)	7	○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		16
○公共測量実施公告	(監理課)	8			
○業務委託に係る技術提案書の募集公告	(道路整備課)	9			

## 告 示

### 石川県告示第359号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
タイヤチェーン(除雪車用) 926本 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和4年8月26日
- 落札者の名称及び所在地  
コマツ石川株式会社  
金沢市神宮寺三丁目1番20号
- 落札金額  
13,979,570円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年7月12日

## 石川県告示第360号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指 定 期 間
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	令和4年9月9日から令和7年9月8日まで
石川県立こころの病院	かほく市内高松ヤ36	令和4年9月9日から令和7年9月8日まで
加賀こころの病院	加賀市小菅波町121番地1	令和4年9月9日から令和7年9月8日まで
松原病院	金沢市石引4丁目3番5号	令和4年9月9日から令和7年9月8日まで
七尾松原病院	七尾市本府中町ワ部5番地	令和4年9月9日から令和7年9月8日まで

## 石川県告示第361号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) [(2S, 4S)-2,4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

令和4年9月9日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

## 石川県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

## 1 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
生ブ谷支谷	白山市坂尻町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
江津小谷	白山市河内町江津 白山市河内町きりの里 白山市河内町福岡	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
市原1号	白山市市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課

に備え置いて縦覧に供する。)

2 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
山本町1号	輪島市山本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金比羅1号	鳳珠郡穴水町川島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原2号	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分 鳳珠郡能登町宇出津新	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
昭和町	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

1 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
生ブ谷支谷	白山市坂尻町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
江津小谷	白山市河内町江津 白山市河内町きりの里 白山市河内町福岡	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
市原1号	白山市市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
山本町1号	輪島市山本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金比羅1号	鳳珠郡穴水町川島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仙人町	鳳珠郡能登町宇出津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原2号	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分 鳳珠郡能登町宇出津新	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
昭和町	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

## 1 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
生ブ谷支谷	白山市坂尻町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
江津小谷	白山市河内町江津 白山市河内町きりの里 白山市河内町福岡	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
市原1号	白山市市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
山本町1号	輪島市山本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
金比羅1号	鳳珠郡穴水町川島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
川原2号	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分 鳳珠郡能登町宇出津新	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
昭和町	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	全部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

## 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
仙人町	鳳珠郡能登町宇出津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
昭和町	鳳珠郡能登町宇出津 鳳珠郡能登町宇出津山分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

## 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

## 1 調達内容

### (1) 購入件名及び数量

教育用コンピュータ 仕様書のとおり

### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

令和5年3月31日

### (4) 納入場所

別途指定する場所

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和4年石川県告示第123号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。

令和4年9月30日（金）午後5時

(2) 当該物品を確実に納入できること。

令和4年10月7日（金）午後5時

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和4年10月21日（金）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和4年10月21日(金) 午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Computers for school education

According to specifications

- (2) Delivery date

By 31 March 2023

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 21 October 2022

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

香林坊アトリオ

金沢市香林坊1丁目1番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 金沢都市開発株式会社

代表取締役社長 村田 秀彦

金沢市香林坊1丁目1番1号

(変更後) 金沢都市開発株式会社  
代表取締役社長 新宅 邦雄  
金沢市香林坊1丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大和  
取締役社長 宮 二郎  
金沢市片町2-2-5  
ほか24者

(変更後) 株式会社大和  
取締役社長 宮 二郎  
金沢市片町2-2-5  
ほか19者

3 変更の年月日

- (1) 平成28年6月23日  
(2) 令和4年3月1日

4 変更する理由

- (1) 建物設置者が変更になったため  
(2) テナント入れ替え及び小売業者の会社名、住所及び代表者名が変更になったため

5 届出年月日

令和4年8月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和4年9月9日から令和5年1月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年1月9日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ新保本店  
金沢市新保本5丁目55 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設  
公告日 令和4年4月22日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市  
意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

(環境政策課)

- ・夜間騒音の最大値が予測地点(b、c、d)で、規制基準を超過している。騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ・空気圧縮機及び送風機(原動機定格出力3.75kW以上のもの)、冷凍冷蔵用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5

kW以上のもの)、空調用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、設置する場合は、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。

(2) その他の事項

(景観政策課)

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の新築等
- ・開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)
- ・屋外広告物の設置等
- ・屋外照明設備の設置等

(道路管理課)

- ・事業に際して道路部で掘削や破損等が生じた場合は、道路管理者と協議の上現況復旧を行ってください。
- ・乗り入れ部について、新規設置、一部改築又は既存の廃止を行う場合は、24条申請を行ってください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年9月9日から同年10月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリかほく店

かほく市森子82番地1 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和4年4月26日

3 市町の意見の概要

市町名 かほく市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年9月9日から同年10月9日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿中国森林管理局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 ( 航 空 レ ー ザ 測 量 )	令和4年8月2日から 令和5年1月31日まで	白山市



## 業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり技術提案書の提出を募集する。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

## 1 業務概要

## (1) 業務名

石川県冬期道路気象予測業務

## (2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種(降雪・気温)予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木(総合)事務所及び県除雪契約業者等に配信するものである。

## (3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 参加表明の提出期限の翌日から随意契約締結時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たしていること。

ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。

イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。

ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。

(7) 技術提案書は、1者につき1件とする。

## 3 技術提案募集要領の配布場所等

## (1) 配布場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部道路整備課雪寒・安全対策グループ 電話番号 076-225-1727

## (2) 配布方法

(1)の配布場所において配布

## 4 技術提案書の提出場所等

## (1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先

3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。

## (2) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 令和4年9月26日(月)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

## 5 技術提案の参加表明

- (1) 表明期限 令和4年9月16日(金)午後5時  
 (2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。

## 6 技術提案書の採否及び契約

- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。  
 (2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 契約書作成の要否  
 要  
 (3) 手続における交渉の有無  
 無  
 (4) 契約保証金  
 免除  
 (5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。  
 (6) その他詳細は、技術提案募集要領による。

## 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市高松オ9番10	幅員 6.00m 延長 34.70m	かほく市高松ツ11番地 長柄 裕	令和4年8月26日

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和4年9月9日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡内灘町字宮坂三字8番2	金沢市大桑二丁目359番地 新川 誓吾

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第108号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年9月9日

石川県選挙管理委員会

18,842人

**石川県選挙管理委員会告示第109号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年9月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,761人

**石川県選挙管理委員会告示第110号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年9月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,273人
七 尾 市 選 挙 区	14,364人
小 松 市 選 挙 区	29,311人
輪 島 市 選 挙 区	7,272人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	11,012人
加 賀 市 選 挙 区	18,211人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,567人
か ほ く 市 選 挙 区	9,934人
白 山 市 選 挙 区	31,111人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,093人
野 々 市 市 選 挙 区	14,653人
河 北 郡 選 挙 区	17,716人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,627人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,890人

**石川県選挙管理委員会告示第111号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年9月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,761人

## 監 査 委 員

### 定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年9月9日

石川県監査委員	善	田	善	彦
同	川		裕	一郎
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

### 記

#### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度、令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

#### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

#### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
企画振興部企画調整室	令和4年8月4日	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
企画課	〃	〃	〃
地域振興課	〃	〃	〃
空港企画課	〃	〃	〃
新幹線・交通対策監室	〃	〃	〃
観光戦略推進部企画調整室	〃	〃	〃
観光企画課	〃	〃	〃
誘客戦略課	〃	〃	〃
国際観光課	〃	〃	〃
国際交流課	〃	〃	〃
財政課	令和4年8月5日	〃	〃
秘書課	〃	〃	〃
総務課	〃	〃	〃
人事課	〃	〃	〃
行政経営課	〃	〃	委託料の支出事務において、契約で定められた金額を超えて概算払しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。

デジタル推進課	〃	〃	借上料の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
管財課	〃	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
税務課	〃	〃	〃
市町支援課	〃	〃	〃
議会事務局	〃	〃	〃
人事委員会事務局	〃	〃	〃
土木部企画調整室	令和4年8月9日	〃	〃
監理課	〃	〃	〃
道路建設課	〃	〃	〃
道路整備課	〃	〃	〃
河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	〃	〃	〃
港湾課	〃	〃	〃
(港湾課) 港湾土地造成事業	〃	〃	〃
砂防課	〃	〃	〃
都市計画課	〃	〃	〃
(都市計画課) 流域下水道事業	〃	〃	〃
公園緑地課	〃	〃	〃
建築住宅課	〃	〃	〃
営繕課	〃	〃	〃
水道企業課	〃	〃	〃
(水道企業課) 水道用水供給事業	〃	〃	〃
商工労働部企画調整室	令和4年8月10日	〃	〃
産業政策課	〃	〃	〃
産業立地課	〃	〃	〃
経営支援課 計量検定所	〃	〃	〃
労働企画課	〃	〃	〃
警察本部	〃	〃	〃
健康福祉部企画調整室	令和4年8月17日	〃	〃
厚生政策課	〃	〃	〃
長寿社会課	〃	〃	〃
障害保健福祉課	〃	〃	〃
医療対策課	〃	〃	〃
地域医療推進室	〃	〃	〃
健康推進課	〃	〃	〃

薬事衛生課 南部小動物管理指導センター	〃	〃	〃
少子化対策監室 いしかわ子ども交流センター	〃	〃	委託料の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
労働委員会事務局	〃	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
出納室	〃	〃	〃
危機対策課	令和4年8月18日	〃	〃
消防保安課	〃	〃	〃
県民文化スポーツ部企画調整室	〃	〃	〃
県民交流課	〃	〃	〃
文化振興課	〃	〃	〃
いしかわ百万石文化祭推進室	〃	〃	〃
スポーツ振興課	〃	〃	〃
男女共同参画課 女性センター	〃	〃	〃
珠洲警察署	令和4年8月25日	令和3年3月1日～ 令和4年3月末日	〃
輪島警察署	〃	〃	〃
羽咋警察署	〃	〃	〃
小松県税事務所	令和4年8月30日	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	〃
白山警察署	〃	令和3年6月1日～ 令和4年6月末日	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	令和3年7月1日～ 令和4年6月末日	〃
金沢県税事務所	〃	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年9月9日

石川県監査委員 善 田 善 彦  
同 川 裕 一 郎  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

(別 紙)

競 総 第 591-1 号  
令和4年8月15日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和4年7月29日付け石監査第200-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
金沢競馬の勝馬投票券の払戻金に係る繰替払において、繰替補填額を誤っていた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	競馬事業局	勝馬投票券発売収入より払戻金が大きくなった場合の処理方法を手引書に反映し、間違いなく処理するようにいたします。 繰替補填の決裁において、勝馬投票券発売収入より払戻金が大きくなっているものがないか、十分に確認するようにいたします。

県央土第1967号

令和4年8月17日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和4年7月29日付け石監査第200-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
証紙の収入事務において、会計年度を誤っていた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	県央土木総合事務所	「会計事務の手引」のマニュアルの周知徹底と毎月複数の職員で相互チェックを行い、内部統制制度のチェック項目も入れ、人事異動の際の引継書に記載し、再発防止の徹底を図ってまいります。

県央農第2002号

令和4年8月10日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和4年7月29日付け石監査第200-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2年連続で発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	県央農林総合事務所	2年連続発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し交通法規の遵守及び安全運転に万全を期す旨の周知徹底を図った。また、公用車による事故を起こした職員には自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術の向上に取り組んでいる。 今後は、全職員が研修を受講できるよう計画的に進め、安全運転の意識向上、交通事故の防止に、引き続き職員全体で取り組みます。
補助金の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されていた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。		今後は、繰越該当案件について、事務、技術担当者の情報共有を徹底した上、処理を進めることとする。その上で、年度内の出来高があった場合は、速やかに本庁担当課に連絡し情報共有を行い、適正な繰越処理の執行に努めます。

教 文 第 1047 号  
令和4年8月5日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和4年7月29日付け石監査第200-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ いて 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が3件発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	文化財課	<p>交通事故が複数件発生したことを重く受け止め、職員との個別面談時等に、改めて全職員に対し、交通法規を遵守するとともに安全運転に万全を期するよう周知徹底を図ったほか、新採職員や公用車での出張が多い職員等に自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術の向上に取り組んでおります。</p> <p>今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、交通安全に万全を期し、交通事故の防止に努めます。</p>

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

令和3年3月26日付けで公表した包括外部監査の結果に基づいて講じた措置について、石川県知事等から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

石川県監査委員 善 田 善 彦  
同 川 裕 一 郎  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

1 公表の範囲

令和2年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置について、石川県知事等から通知を受けた事項

2 公表の概要

令和2年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

(1) 石川県知事

所属名	指 摘 事 項	監 査 結 果 に 基 づ いて 講 じ た 措 置
監理課	<p>(行政財産への分類換【廃道敷地（能美市徳山町）】)</p> <p>当該土地は、道路区域に編入済みであり、事業の用に供されていることから、分類換を実施し行政財産に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、行政財産への分類換は完了しているとのことである。</p>	令和2年10月に行政財産（道路敷地）へ分類換を行った。
監理課	<p>(所属換の実施【廃道敷地（能美市徳山町）】)</p> <p>所属換を実施し、当該土地の所管課を土木部道路整備課に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、土木部道路整備課への所属換は完了しているとのことである。</p>	令和2年10月に土木部道路整備課に所属換を行った。
監理課	<p>(道路占用許可手続の実施【廃道敷地（能美市徳山町）】)</p> <p>当該土地は行政財産であるため、舗装部分に関し、道路占用許可手続を実施する必要がある。なお、本報告書作成時点で、南加賀土木総合事務所において道路占用許可済みとのことである。</p>	令和3年2月に南加賀土木総合事務所にて道路占用許可を実施した。
監理課	<p>(電柱敷地料の徴収漏れ【廃道敷地（金沢市鞆筒町）】)</p> <p>電力会社から電柱敷地料を徴収する必要がある。なお、現地視察後</p>	令和3年4月に電力会社と有



	に電力会社へ貸付申請手続を実施するよう調整済みであり、また、民法上の不当利得返還請求権に基づき、過去10年分の電柱敷地料の徴収を行う予定とのことである。	償貸付契約を締結し、貸付料を徴収すると共に、不当利得返還請求権に基づき、平成23年度から令和2年度までの貸付料相当額の徴収を行った。
監理課	(貸付申請手続の実施【紀の川廃川敷地(珠洲市三崎町)】) 県道28号に隣接する県有地は普通財産であり、珠洲市が防火水槽を設置しているため、珠洲市に貸付申請手続を実施するよう促す必要がある。なお、現地視察後に珠洲市と貸付契約済みとのことである。	令和3年3月に珠洲市と無償貸付契約を締結した。
河川課	(行政財産への分類換【伏見川関連用地】) 河川区域内にある土地や、用水堰施設が設置されている土地は事業の用に供されていることから、分類換を実施し行政財産に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、行政財産への分類換は完了しているとのことである。	令和2年10月、令和2年12月に行政財産へ分類換を行った。
河川課	(占用許可申請手続の実施【伏見川関連用地】) 河川区域内にある県有地は行政財産であり、同町会がごみステーションを設置しているため、河川占用許可の申請手続を実施するよう促す必要がある。なお、本報告書作成時点で、同町会は許可申請手続済みとのことである。	令和2年11月に町会に対し河川占用許可申請手続を実施するよう促し、令和3年2月に許可手続を完了した。

(2) 石川県教育委員会

所属名	指 摘 事 項	監査結果に基づいて講じた措置
庶務課	(能登高等学校生和園農場の財産区分【能登高等学校生和園農場】) 財産区分を普通財産に変更する必要がある。	令和3年3月に普通財産へ分類換を行った。

